|  |
| --- |
| **道路占用許可申請書について（申請者用）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 関係法令 | 道路法・道路法施行令・道路法施行規則 |
| 例規集 | 岩国市道路占用料徴収条例・岩国市道路占用、加工及び道路工事に関する規則 |

◆申請書の書き方（申請書２部提出）

|  |  |
| --- | --- |
| 〇住所・氏名 | 占用をする方の住所、氏名を書いて下さい。排水管については、工事実施後の管理者名（施主）になります。また、担当者名と連絡先も記入してください。 |
| 〇占用目的 | 占用する目的を記載して下さい。例）家屋新築（修繕）のため、排水管の布設、足場の設置等 |
| 〇路線名 | 市ＨＰ内「いわくにマップ」の道路情報から調べる事ができます。（分からない場合は、申請を受け付ける時にお調べします。） |
| 〇場所 | 占用場所を記載して下さい。例）岩国市○○町○丁目○番○号地先 |
| 〇名称 | 占用物件の名称を記載して下さい。例）足場、工事用車両、排水管（ＶＰ） |
| 〇規模 | 例）管→φ１５０.００㎜足場〇.〇〇ｍ×〇.〇〇ｍ、工事用車両→○.〇○ｍ×○.〇○ｍ |
| 〇数量 | 道路を占用する数量を記載して下さい。例）管→Ｌ＝○.〇○ｍ（延長を記載）足場等→○.〇○㎡（面積を記載） |
| 〇占用の期間 | 占用する期間を記載して下さい。例）許可日から○年○月○日まで　うち○日間生活用排水管は５年間となりますので、令和３年度の申請であれば、令和８年３月３１日までとなります。 |
| 〇工事の期間 | 工事をして占用物件を設置する場合は、記載して下さい。 |
| 〇道路の復旧方法 | 原状復旧とします。 |
| 〇占用物件の構造 | 特に必要なければ記載不要です。 |
| 〇工事の実施方法 | 例）通行止め、車両通行止め、片側交互通行、車線制限、歩道規制説明：車両の通行帯として２．５ｍ、歩道通行帯として１ｍ、確保できない場合は、原則、（車両）通行止めとします。片側交互通行以上の規制は８時３０分から１６時３０分までとします。この時間帯以外での通行規制を実施する場合や（車両）通行止めを行う場合は当該箇所の自治会長の同意書を添付してください。（一方通行の通行止めを行う際には、一方通行の全ての自治会に回覧等で周知して下さい。）※車両の通行を確保するための鉄板敷きは許可できません。電（話）柱を側溝に建てる場合には、側溝を迂回させてください。その時、蓋掛けせず現場打ちとし、車道中心側に１か所グレーチング（T－２５・ノンスリップ・細目）でお願いいたします。なお、L型側溝においては流水域を確保して下さい。 |
| 〇添付書類 | 添付した書類を記載して下さい。位置図・平面図・断面図・交通規制図（保安図）・現況図・計画図・同意書。その他公図（写し）・旧分限図（写し）・工事仕様書・求積図・理由書・誓約書・契約書・同意書・流量計算書（区域図添付）・強度計算書・現状写真　など必要な書類の提出を求めることがあります。・他の権利が侵害される恐れがある場合、同意書が必要となります。・道路を掘削する場合道路の復旧断面図・中国電力、ＮＴＴなどの地下埋設物の協議書及び埋設物件確認書・電柱並びに電話柱をやむを得なく道路に占用する場合、理由書が必要です。・給水管を布設する場合道路加工承認申請書に「道路占用許可申請書（申請者：岩国市水道局）」を添付してください。・景観重要道路の場合、景観基準確認書の写し※景観重要道路における占用については、公園景観課と事前に協議を行ってください。 |
| 〇備考 | 変更申請する場合は変更理由を記載して下さい。占用する時間が４時間未満の場合は、記載して下さい。例）・占用時間は４時間未満　　・１箇所４時間未満・作業時間（規制時間）８：３０から１２：００・１３：００から１６：３０・作業時間（規制時間）８：３０から１６：３０のうち１時　　　　　間 |

◆申請時の注意点

短期の占用（足場など）

　　　　　占用期間は原則３ヶ月までとします。必要があれば更新して下さい。

長期の占用（排水管など）

　　　　　占用によって他の権利が侵害される恐れがある場合は、同意書を添付してください。（水利権等）。

　　　　　排水については、下水道管、排水管、河川に放流することを原則とします。排水先がない場合のみ、道路側溝への排水とします。道路側溝に排水する場合は、申請者は側溝の清掃を行って下さい。

　　　　　道路の上空の占用は車道４．５ｍ、歩道２．５ｍ以上の高さが必要です。

・排水管

　　　　　用悪水路がある場合があるので、公図・旧分限図の添付をお願いする場合があります。

　　　　　用悪水路（法定外水路・青線）がある場合、用悪水路管理者等と協議をお願いいたします。

水利組合・土地改良区のいずれかの同意書を添付していただく場合があります。

土被りを６０ｃｍ以上確保して下さい。（通達により対象となっている管のみ）

排水する側の流量計算を求めることがあります。

（既設埋設物及び構造物に近接して埋設するときは左右とも３０ｃｍ以上離隔をとり施工してください。）

　　　　　　土被りが確保できない場合は、管を補強するか、管の構造について協議が必要です。

交通量の多いところや大型車の通行が頻繁に考えられる箇所においては排水管の管径を大きくしても重圧管を使用すること。

　　　　　埋設管が舗装厚を確保できない場合は、側溝形式を検討して下さい。

　　　　　※原則、道路側溝Ｕ字溝・Ｌ型側溝（側溝枡）へは排水管を接続してはいけません。道路埋設排水管（河川課所管）や水路（用悪水路）へ排水管を繋ぎ込みして下さい。

　　　　　※暗渠構造物との境目においては防護措置をする内容を図面に記載する事。

・電柱

　　　　　　占用の場所は、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく公益上やむを得ない場所であり、「法面（ない場所は路端）・歩道内の車道に近接する部分」、「同一の路線に係る電柱を設ける場合は道路の同じ側（但し、交差し・接続し・屈折する部分は除く）」、「電柱を、歩道を有しない道路に設ける場合、その反対側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が８メートル以上であること。

・電線

　　　　　　電線の最下部と路面との距離が５メートル（既設の電線に附属し設ける場合その他技術上やむを得ない場合４．５ｍ、歩道上は２．５ｍ以上であること。

復旧方法

　　　　　原状復旧を原則とします。

　　　　　車道･･･アスファルト舗装部は表層５ｃｍ、粒調路盤１０ｃｍ以上とします。

　　　　　歩道･･･アスファルト舗装部は表層３ｃｍ、粒調路盤１０ｃｍ以上とします。

　　　　　掘削した場合は必ず仮復旧した後、本復旧して下さい。仮復旧で砕石等は不可とします。本復旧は掘削線の周囲１０ｃｍ以上の範囲とします。

　　　　　場所によっては、「景観舗装」や「舗装厚が５・５・１０・１５(ｃｍ)」、「透水性舗装構造」の場合があります。

完成届

　　　　　市道を掘削等した場合は、完成届を提出して下さい。

　　　　　写真で加工延長が分かるよう、テープ等をあてたものが必要です。

廃止届

　　　　　占用物件が不要になったら、一部提出して下さい。添付資料は位置図、交通規制図です。排水管（埋設管）等については、必ず撤去して下さい。